


宇和島市民協働のまちづくり推進指針

～策定概要～

宇和島市 市民環境部 市民課



目次

- 1 指針策定（改訂）の目的と方向性 1ページ
 - 2 現行指針の概要と課題 2～11ページ
 - 3 策定（改訂）の方法 12～13ページ
 - 4 策定委員会における協議事項 14ページ
 - 5 策定（改訂）のスケジュール 15ページ
- 別添資料 調査票 16～18ページ

1 指針策定（改訂）の目的と方向性

◆指針策定（改訂）の目的

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」は、平成21年3月に策定されました。策定から13年が経過し、少子高齢化や若者を中心とした人口流出が急速に進行しており、社会的情勢が大きく変化していることから、現状に即した協働の在り方を見直す必要が生じています。

よって、指針に「次世代を担う人材の育成」や平成30年7月豪雨災害を契機として設立された「中間支援組織の育成」を明記すると共に、市民・行政・自治会・NPO団体・中間支援組織・外部人材・企業等が連携した「協働のまちづくり」を進めていくための考え方や進め方等の基本的な方針を定めるため、指針を改訂します。（現行指針からの見直し）

◆指針策定（改訂）の方向性

現在協働で進めている分野で、現行指針に足りない点「次世代を担う人材の育成」「中間支援組織の育成」「災害支援」「企業との連携」等を新たに指針へ盛り込み、協働を推進していく上で基本的な考え方や方向性を改訂します。

また、市民・行政・自治会・NPO団体・中間支援組織・外部人材・企業等がこれまで以上に連携を深めながら、各々の得意分野で、力を出し合い協働を推進することを目指します。

2 現行指針の概要と課題

現行指針の良い点は残しつつ、現状に即した協働の在り方を盛り込むため、現行指針の概要と、課題・修正案を記載したものです。

◆第1章 指針策定の目的

概要

地域課題を解決するために、協働のまちづくりと新しい公共空間の形成を進めるにあたって、市民と行政が協働の考え方や進め方等についての目標を掲げ、市民と行政が協働のまちづくりの価値観を共有するために基本的な方針を定めたものです。

- (1) 協働の理念について、市民と行政が共通の理解を深める。
- (2) 新たな地域コミュニティを形成する。
- (3) 市民活動を促進する。
- (4) 市民参画制度の拡充を図る。

現行指針の課題・修正案

◆参画する主体

現行指針では、箇条書き形式となっているが作文形式としてはどうか。

市民参画する主体を「市民」と「行政」のほか、「中間支援組織」「外部人材」等が参画することについて触れた内容としてはどうか。

◆目指すべき協働の姿

「市民」「行政」のほか、「中間支援組織」「外部人材」等も含めた協働の推進によって、市長公約でもある「ひとづくりを核としたまちづくり」を目指す旨を、目的に明記してはどうか。

※現行指針における市民とは、「本市に住む全ての個人と自治会、公民館等の地域組織やボランティア団体及びNPO法人等の市民活動団体や農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会などの公共的団体や企業等を含んだ総称」です。

2 現行指針の概要と課題

◆第2章 宇和島市の現状と課題

概要

少子高齢化、若年者を中心とした人口流出が進み、本市を取り巻く情勢が大きく変化している。

基幹産業である第一次産業の低迷という内的要因と国の三位一体改革や世界的な不況の影響など外的要因が重なり、地域雇用、市の財政も非常に厳しい状況の上、行財政改革に伴う大幅な予算・職員の削減が進み、従来の住民サービスを維持することも困難な状況。

一方で、社会的課題に対応した各種市民団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難な団体も見受けられる。

まちづくりの担い手として、既存の市民団体の支援と同時に新たな団体の育成に務め、市民と行政とが協働できる体制を確立する必要がある。

現行指針の課題・修正案

◆社会的背景

「人口減少による担い手の不足」やそれに伴った地域のつながりの低下による「孤独孤立化への対応」、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を推進する上で欠かすことのできなかつた市民・行政以外の「中間支援組織」や「外部人材」等との連携による協働を強化していく必要性について、社会的背景を踏まえた内容としてはどうか。

また、本市を取り巻く社会的背景として、人口減少のほか近年の課題である「新型コロナウイルスの影響や孤独孤立問題の顕在化、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害への備えが必要であること」を加筆してはどうか。

◆自治会の現状

自治会は、地域に住む市民が互いに協力し、助け合いながら住みよい地域をつくるために活動していくことを目的とした、自主的な組織ですが、近年、自治会加入率が減少しており、組織運営そのものに影響がでていることに触れてはどうか。

◆人口減少を表す人口推移グラフ

本市における人口推移（年齢構成別）を更新してはどうか。

◆協働関係の比較イメージ

比較対象が、「市民」と「行政」となっているため、「中間支援組織、外部人材」等の連携も見える形にイメージを更新してはどうか。

2 現行指針の概要と課題

◆第3章 協働の基本的な考え方

概要

(1) 協働とは

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。現行指針に置ける協働は、市民と行政が相互に理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力して本市の課題を解決したり社会的課題に対応していくこと。

(2) 協働の目的

地域特性を生かしたまちづくりを推し進めるために、地域の多様な主体がお互いに足りないところを補い、市民と行政とが助け合う体制の確立を図ること。

(3) 協働のパートナー

市民を行政との協働のパートナーとし、対等な立場で共通の目的・目標を持って、互いの立場の違いと役割・責任を理解した上で、互いの特性や長所を活かして協力連携する関係を築く。ただし、宗教活動、政治活動、法令又は公序良俗に反する活動をする団体は行政のパートナーとすることはできない。

(4) 協働の役割

協働を推進するためには、行政と市民がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして主体的・積極的に取組まなければならない。

- ①市民の役割
- ②地縁組織の役割
- ③企業・事業者の役割
- ④行政の役割

(5) 協働の領域

市民と行政は、ともに社会性、公益性の高い活動を行うものであるため、活動領域が重なり合うことがある。このことを十分理解し、お互いの特性を生かした協働を進めることが重要。

組み合わせとして「市民と市民の協働」、「行政と行政の協働」、「市民と行政の協働」があるが、この中で、立場や性質がまったく異なる「市民と行政の協働」については一定のルールが必要。

それぞれの領域は時代によって変化していくものと考えられるため、社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが必要。

2 現行指針の概要と課題

◆第3章 協働の基本的な考え方

現行指針の課題・修正案

◆協働の姿

「協働」「協働の基本原則」「協働の必要性」「協働の領域と形態」、「協働によって期待できる効果」、本市が目指す協働の姿をイメージ図にて記載してはどうか。

◆「協働」

「中間支援組織」「外部人材」等を加筆してはどうか。

◆「協働の目的」

体制の確立は、協働を進めていくための環境づくりであって目的ではないため、協働の目指す姿を具体的に記載してはどうか。

◆「協働の役割」

各主体ごとの役割を明記する場合、対象が少ないため、「住民」「自治会・地域コミュニティ」「NPO団体」「企業」「大学」「外部人材」「行政」といった形で各主体が必要ではないか。

または、各主体ごとでの役割の明記は止め、協働の手法を列記し、各手法によって期待される効果を記載する表現にしてはどうか。

◆「協働によって期待される効果」

防災の視点では、「自助・共助・公助といった原則論の中で、協働によって生み出す助け合いや、命を守ることに必要なコミュニティ体制の構築等の解説」を加筆してはどうか。また、現行指針第5章に記載されている「協働の手法」についても「協働によって期待される効果」に集約してはどうか。

◆「協働の領域」

イメージ図を更新してはどうか。

2 現行指針の概要と課題

◆第4章 協働の必要性和背景

概要

(1) 地方分権への対応

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行されたことにより、自治体の自主的なまちづくりが可能となる一方で、自己決定、自己責任等あらゆる面で自立したまちづくりを進めていく能力が求められている。そのため、市は平成20年3月に策定した「第一次宇和島市総合計画」において、「市民と行政の協働のまちづくり」を市政運営の基本方針のひとつとして位置づけ取組むこととしている。

(2) 地域コミュニティの低下

少子高齢化社会の進行と人々の移動性・流動性の高まりによって、個人主義的傾向も強まっている。このような中で、人間関係が形成されず、地域の求心力の低下を招き、地域社会の支え合う関係の脆弱化が進んでいる。

特に本市においては、若年層を中心とした人口流出によって地域社会の構成員が減少し、これまで地域コミュニティが果たしてきた機能が低下しているため、そうした実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が必要。

(3) 多様化する市民ニーズへの対応

地方分権の進展と産業・経済をめぐる環境の深刻化で、今後もより一層多様化・高度化することが予想される市民ニーズに対し、市民と行政がお互いに協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要。

(4) 市民の参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり

地域社会においては、自治組織、女性組織、NPO法人やボランティア団体など、多くの分野で市民自らがまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まってきている。

今後、より様々な団体の社会貢献活動を活発化させ、人とのつながりを強め、地域全体の活力を高めていく必要がある。

(5) 行財政改革への対応

厳しい財政状況の中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、抜本的な行財政改革が必要。限られた財源の中で、市民と行政が互いの役割を自覚し、市民満足度を高めた新しい行政の在り方が必要。

2 現行指針の概要と課題

◆第4章 協働の必要性と背景

現行指針の課題・修正案

◆構成

協働の必要性については、「第3章 協働の基本的な考え方」の中で現状を踏まえて必要性を整理してはどうか。

◆地方分権への対応

表現を「地方分権」に関するものから、「地方創生」「SDGs」「持続可能なまちづくり」の文脈へ変更してはどうか。

「第一次宇和島市総合計画」における位置づけを「第二次宇和島市総合計画」における位置づけとして修正してはどうか。

2 現行指針の概要と課題

◆第5章 協働事業のプロセスの確立と実施方法

概要

(1) 協働事業のプロセスの確立

市民と行政の従来の関係は、行政主導の色合いが強かった印象が否めないが、これからは、あくまで対等の立場を保ち、地域の課題や事業等の目的を共有し、それぞれの得意分野を生かし、より効果が期待できる体制づくり（協働）が必要。

(2) 協働の手法

協働によるまちづくりの手法は、次に挙げるようなものがある。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい方法で実施することが大切。

①情報提供・情報交換

市民と行政などのパートナー同士が、それぞれ持っている情報を提供しあって共有してゆく手法。地域課題、市民ニーズの把握や取り組みアイデアの発掘が期待できる。

②共催

複数のパートナーが、役割、責任、リスクなどの分担を明確にしながら、ともに主催者となって事業を行う手法。それぞれの知識や特性を生かすことで、単独主催よりも事業内容の充実が図られる。

③後援

主催者が実施する事業に対して、ほかのパートナーが事業の趣旨に賛同し、開催を支援する手法。金銭的な支援ではなく、名義使用などに複数のパートナーが協力することで事業の信頼度を増すことが期待できる。

④実行委員会・協議会

複数の団体等が構成員となって新たな組織をつくり、それが主催者となって事業を実施する手法。事業の初期の段階から各種団体が参画し、適切な協働関係を構築しやすいため、規模の大きな事業を実施する場合に効果的。

⑤補助

活動資金に課題を抱えるパートナー（団体等）に対して、他のパートナー（行政等）が補助金等の名目で財政的支援をする手法。

⑥委託

主に行政が、自主事業をパートナーである個人や民間団体等に委ねる手法。パートナー（委託先）の専門性、柔軟性などの特性を生かすことで、より良いサービスや効率的な事業運営が期待できる。

2 現行指針の概要と課題

◆第5章 協働事業のプロセスの確立と実施方法

現行指針の課題・修正案

◆協働の役割分担

「協働の役割分担」や「協働によって進められる分野（事業）」を記載してはどうか。協働の進め方（PDCAサイクル）をイメージ図を更新してはどうか。

◆協働を進める上での環境づくり

協働を進める上での環境（体制づくり）について記載してはどうか。

多様な主体が連携して進める体制づくりを整理する章又は項目を追加し、「推進体制づくり」「情報の共有・NPO団体等への支援」「人材育成」等のカテゴリで新たに整理してはどうか。

◆協働の手法

「協働の手法」を、「第3章 協働の基本的な考え方」に集約してはどうか。

また、手法に「NPOの運営」「中間支援との連携」「企業版ふるさと納税」「ガバメントクラウドファンディング（資金を個人が出資）」など、時代に合った手法を加えてはどうか。

2 現行指針の概要と課題

◆第6章 協働を推進する施策

概要

(1) 協働のまちづくり推進体制の整備

市民と行政が協働の理念を理解し、よりよいまちづくりに向けて、それぞれの主体性に基づき、自発的かつ協調的に活動を推進していくことができる環境づくりに努める。

(2) 市民と行政との情報・意識の共有化

市民同士、また市民と行政が、お互いに持っている情報を分かりやすいかたちで積極的に提供し、共通理解を深め、意識の共有化を図り、相互の信頼関係を構築していく。

(3) 多様な分野における市民の参画・協働の促進

市民と行政による協働の取り組みを広げていくために、公共的な取り決めごとを進める過程で市民が参画できる機会を保障するとともに、審議会における公募委員制度・パブリックコメント制度等も充実していく。

(4) まちづくりの担い手の育成

協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材が求められている。まちづくりに関わる人材の育成には時間が必要であり、協働事業を一つ一つ積み重ねて行く中で、必要な知識や技術力を身につける研修会等の充実を図っていきます。

2 現行指針の概要と課題

◆第6章 協働を推進する施策

現行指針の課題・修正案

◆協働する分野（事業）の設定

各分野で、課題解決のために各主体が連携して取り組んでいる内容を整理してはどうか。

◆協働する分野（事業）ごとの取組事例を紹介

取組事例又は今後取組予定の事例を協働する分野ごとに整理してはどうか。

◆多様な分野における市民の参画・協働の促進

ワークショップによる協働の促進も含めてはどうか。

◆外部人材との連携

協働の施策の一つに外部人材との連携を入れてはどうか。現在、「外部人材の活用」によって、各種事業（復興計画、DX計画など）を展開している。

◆まちづくりの担い手の育成

地域課題の解決に向け、NPO団体等の活動支援を担っている「中間支援組織」や「人材育成」について触れてはどうか。また、育成にあたっては事業の評価検証（振り返り）が必要ではないか。

◆NPO団体等へのアンケート結果について

今後予定しているアンケートの結果を分析し、現在、本市で行われている協働の活動内容、活動地域を整理して記載してはどうか。

また、協働を進めていく上で、団体や企業が課題と考えている内容も整理し、今後、協働を進めていく上で、求められている内容を記載してはどうか。

◆分野体系

イメージ図を挿入し、概念が分かるようにしてはどうか。

3 策定（改訂）の方法

◆策定委員会の設置

外部委員で構成される「宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会」を設置。

◇構成委員 : 14団体（外部委員にて構成）

◇委員会開催回数 : 4回／年（予定）

◆庁内ワーキンググループの設置

各分野と関連する部署から職員が参画するワーキンググループを設置。
現状の課題や課題解決のために取り組んでいる内容を策定委員会へ共有するとともに、策定委員会からの提案や課題等を整理し、指針へ盛り込むための検討を行う。

①高齢者福祉・生活支援

（高齢者支援、困窮者支援 など）

②青少年の健全育成・子育て支援

（青少年育成・子ども見守り支援 など）

③地域の安全・安心

（防災・減災教育・交通安全対策 など）

④地域環境の保全

（環境問題対策 など）

⑤コミュニティビジネス

（地域産業・観光振興 など）

⑥そのほか地域づくり

（企業連携、SDGs、CSR活動支援 など）

⑦地域コミュニティの活性化

（地域・自治会活動支援・NPO団体・中間支援組織育成支援 など）

3 策定（改訂）の方法

◆アンケート調査の実施

本市における協働活動の現状を把握し、課題を洗い出すことにより、指針へ反映するための参考資料とします。

◇対象団体

本市登録NPO団体：63団体
地域づくり協議会：32団体のうち、複数の団体を想定
協定締結先企業：61団体のうち、対象団体は検討

◇調査目的

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」改訂の基礎資料とすることを目的として、日頃、地域の協働活動に積極的に関わっていただいているNPO団体等を対象に、本市の協働に関する活動の現状や課題などを把握するものです。

◇実施方法

- (1) 調査方法・・・面談又は郵送
- (2) 回答方法・・・直接回答又は郵送
- (3) 実施時期・・・令和4年7月

◇調査項目

- (1) 団体に関する設問
- (2) 団体の活動地域・活動頻度に関する設問
- (3) 活動の形態に関する設問
- (4) 市補助金・助成金等の活用状況に関する設問
- (5) そのほか

4 策定委員会における協議事項

◆策定委員会への依頼事項

【第1回策定委員会】

◇策定委員会において、現行指針の課題と改訂において修正・追加すべき事項についての意見の聴取。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインの開催も検討。

◇調査票にて、本指針の課題と改訂において修正・追加すべき事項についてのご意見を事務局へ提出。

(※調査票は別添のとおり)

【第2回策定委員会】

◇第1回策定委員会及び調査票で挙げていただいた意見及びアンケートでの意見を受け、事務局で作成した改訂案の確認及び修正に関する意見。修正・追加すべき事項についての意見の聴取。

【第3回策定委員会】

◇第2回策定委員会及び挙げていただいた意見を受け、事務局で作成した改訂案の確認及び加筆修正に関する意見。また、修正・追加すべき事項についての意見の聴取。

【第4回策定委員会】

◇第3回策定委員会及びパブリックコメントでの意見を受け、事務局で作成した改訂案の確認。

◇改訂指針の確定。

【答申】

◆改訂指針の決定後、市長答申。

| No. | 名称 | 内容 | 策定準備 | | 改訂検討 | | | | | | 指針策定 | 指針周知 | | | | | |
|-----|--|-------------|----------|----------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|--|--|
| | | | R4年度 | | | | | | | | | R5年度 | | | | | |
| | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | | |
| | | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | 上旬 中旬 下旬 | | | |
| 1 | 事務局 (市民課) | 1_条例・規則作成 | 作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2_議会決議・対応 | | | 議会 | | | | | | | | | | | | |
| | | 3_策定・とりまとめ | | | 改訂案の策定・とりまとめ等 | | | | | | | | | | | | |
| | | 4_指針の印刷・製本 | | | | | | | | | | | 印刷・製本 | | 配布 | | |
| | | 5_指針の施行 | | | | | | | | | | | 施行 | | | | |
| | | 6_パブリックコメント | | | | | | | | 実施 | | | | | | | |
| | | 7_議会説明 | | | | | | | | 実施 | | 実施 | | | | | |
| 2 | 策定委員会 (14名) | 1_委員選任調整 | 選定 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2_委員選任 | | | 選任 | | | | | | | | | | | | |
| | | 3_委嘱状交付 | | | 交付 | | | | | | | | | | | | |
| | | 4_委員会の開催 | | | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 報告 | | | | | | | | |
| | | 5_答申 | | | | | | | | | | 答申 | | | | | |
| 3 | 庁内ワーキンググループ (最大10名) | 1_候補者調整 | 選定 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2_候補者選任 | | 選任 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3_課題検討・協議 | | | 改訂案の課題検討・協議(随時) | | | | | | | | | | | | |
| 4 | アンケート調査 (市内登録NPO団体) (民間協定団体) ほか地域づくり団体 検討 | 1_内容検討 | 検討 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2_アンケート作成 | | | 作成 | | | | | | | | | | | | |
| | | 3_アンケート実施 | | | | 実施 | | | | | | | | | | | |
| | | 4_内容整理 | | | | 整理 | | | | | | | | | | | |
| | | 5_改訂委員会へ共有 | | | | | 共有 | | | | | | | | | | |

指針策定の進捗状況を考慮し、協議の上、施行・公表時期を決定する。

※別添資料 1

宇和島市民協働のまちづくり推進指針「課題・改訂調査票」

◆調査票の作成について

- ①本市における協働現状を踏まえ、現行指針の課題と、改訂にあたって修正・追加したすべき内容について、自由記述にてご記入ください。
また、アンケート調査の実施にあたり、調査項目についてのご意見等ございましたら、自由記述にてご記入ください。
- ②全般・各章の項目に、課題と修正・追加事項を記載ください。
- ③いただいたご意見を基に、事務局にて、構成の変更、章追加・修正等を行い、改訂案を作成の上、第2回策定委員会にて、委員の皆様へご提示し、ご意見を賜ります。
- ④調査票は、7月20日（水）までに、「事務局」までご提出ください。

| | |
|------|--|
| 委員氏名 | |
|------|--|

| | 現行指針の課題 | 改訂にあたっての修正・追加事項 |
|----|---------|-----------------|
| 全般 | | |

※別添資料 1

宇和島市民協働のまちづくり推進指針「課題・改訂に関する調査票」

| | 現行指針の課題 | 改訂にあたっての修正・追加事項 |
|----|---------|-----------------|
| 各章 | 【 章】 | |
| | 【 章】 | |
| | 【 章】 | |
| | 【 章】 | |
| | 【 章】 | |

※別添資料 2

宇和島市民協働のまちづくり推進指針「アンケート調査に関する調査票」

| | アンケート調査 | 調査にあたってのご意見 |
|----|------------------------|-------------|
| 設問 | 【団体に関する設問】 | |
| | 【団体の活動地域・活動頻度に関する設問】 | |
| | 【活動の形態に関する設問】 | |
| | 【市補助金・助成金等の活用状況に関する設問】 | |
| | 【そのほか】 | |